

令和 6 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 6 年 3 月 2 6 日（火）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮沼千秋
教育長職務代理者	平井俊一
委員	森本勝也
委員	井戸道代

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長	佐藤嘉弘
	学校施設課長	八木邦夫
	教育研究所長	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中尾隆
	同 主査	志村一彦

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和６年第６回教育委員会定例会を開催します。 天野委員より、所用により欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。 本日は１名の方から傍聴の申出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 日程第１、署名委員を決定します。平井委員と井戸委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、審議の進め方についてお諮りします。 第１２号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正について、第１３号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、及び第１４号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正についての各議案は、いずれも出退勤システムの導入に伴う規程の整備ですので、一括して審査したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、そのように進めます。 第１２号から第１４号議案までを一括議題とします。 事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課 長	それでは、ご説明させていただきます。 今回の三つの議題につきましては、今、教育長からお話いただいたように、教員の出退勤システム導入に伴って規程を整備するものでございます。資料をお示ししてございますが、資料の前に若干口頭で補足の説明をさせていただきます。 学校の教員につきましては、働き方改革の取組みの中で、令和元年の後半から、出退勤の記録ができるシステムを入れてございました。ただ、これは学校に来た時間と帰る時間を記録するだけのシステムになってございまして、それ以降も押印が必要な出勤簿や休暇や旅費の請求などは紙ベースで行

う、こういったものが残っていたところであります。

令和5年の夏休みに、校務支援システムの入替えをした際に、そういった休暇の申請や旅費の申請がシステムで行えるものを導入いたしました。令和5年度につきましては試験的な導入をしてございましたが、令和6年度から紙に代わってこちらのシステムが正式な出退勤の記録となるということで今回規程の整備をするものです。

なお、いわゆる学校の教員については、このシステムが入りますけれども、幼稚園の教員や学校に来ている日勤講師、会計年度任用職員についてはこの対象となっておりませんので、引き続き紙での処理が必要となります。

それでは、第12号議案、学校職員服務取扱規程でございますが、まずこちらにつきまして第2条をご覧くださいいただければと思いますが、今回改定はないのですが、今申し上げましたように、ここで取り扱ってる職員は4種類ございます。第2条の1にあるのがいわゆる幼稚園教育職員、幼稚園の先生です。2号にございますのが、県費負担教職員、これがいわゆる教員です。3号にお示ししてございますのが日勤講師、4号にお示ししているのが会計年度任用職員、この4つの職員の中で2号にお示しをした県費負担教職員、こちらについてシステムを導入するというものでございます。

1ページ目の一番下、第7条をご覧くださいと思いますが、右側の旧をご覧くださいますと、職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿にあらかじめ届け出た印をもって自ら押印しなければならないとなっておりますが、左側をご覧くださいますと、県費負担教職員は出退勤をするとき、自ら総合型校務支援システムにより所定の操作を行い、出退勤を記録しなければならないということで、教員についてはシステムで処理をします。幼稚園教育職員ほかにつきましては、第2項にございますように、従来と同じ表現になってございまして出勤簿に押印をするというふうになってございます。

第8条につきましては、休暇等の届け出についてでございます。第2項の県費負担教職員については、休暇等の申請をシステムにより行うという旨を規定してございます。

続いて、次の3ページ目、第15条及び第16条でございますが、いずれも欠勤の届け出に関する改正でございます。両方とも県費負担教職員にあつてはシステムにより、幼稚園教育職員ほかには当たっては書面により届け出をするというふうな改正でございます。

続いて、第22条、処理の特例となっておりますが、今回新たに設定した条文になります。教員につきましては、システムにより基本的な届け出をしますが、例えばシステムが故障したなど、システムにより難しい場合は従来

どおり紙による手続も行うことができるというような規程でございます。
23条については条ずれでございます。

最後に、この部分につきましては、令和6年4月1日から施行するという
ものであります。

続いて、第13号議案をご覧ください。学校職員出勤簿整理規程の新旧対
照表でございます。まず、新旧対照表の一番上段、表題のところについまし
て、これまで出勤簿というところの表記だけでしたが、出勤記録というところ
がつきまして、これがシステムでの出勤の記録を有しているところでござ
います。

第2条の定義につきましては、これまでと同様、職員の定義を4つ記載し
ているほか、第2項で出勤記録、これはシステムによる出勤記録です。第3
項で、次の2ページ目でございますが、出勤簿というところで、紙による出
勤の記録、それぞれも定義をしたところでございます。

また、第3条につきましては、出勤簿の整理者ということで旧になってござ
いますが、これを出勤記録等ということで、紙やシステムの出勤記録の整理
者として改めてございます。

この旧の第5条をご覧くださいと思いますが、この出勤簿の整理者につ
いては、毎日出勤時限後、出勤簿を点検し、押印がないものについては、
相当の表示をしなければならないという仕事がございますが、この部分につ
きまして、旧の第5条は、いわゆる紙の出勤簿に対する処理でございますが、
システムの出勤記録につきまして規定したのが新の第4条になります。こち
らにございますように、整理者は毎日出勤時限後、システムにおいて出勤記
録を確認し、必要な処理をするということで規定をさせていただきました。
第4条以降、1条ずつ条文がずれてございますので、そちらの制定をしたも
のでございます。

次のページをおめくりいただきますと、第8条というところで出勤状況の
報告というものがございます。教育指導課に報告をするというふうになって
ございますが、こちらは実際、現時点では行っていない処理だということが
わかりましたので、削除いたしました。

以降、3ページ目の中段以降、表がございますが、こちらは出勤簿にそれ
ぞれ標準を行う際の表示の仕方を規定したものです。今回、システムを導入
するに当たりまして、一部の事項につきましては表記の仕方を改めてござ
います。

最後に、8ページ目をお願いいたします。8ページ目の一番下にございま
すように、この訓令は令和6年4月1日から施行するとさせていただきますし

た。

続いて、第14号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程、新旧対照表をご覧ください。

今回、こちらで改定したところにつきましても、いわゆるシステムにより処理を行うものについての表記を追加するとともに、システムが使用できなくなったときの特例を追加するものでございます。

第2条につきましては、赤字で括弧書きが表示されてございますが、こちらは表記を幼稚園教育職員など、その後において表記するために整理したものであります。

2ページ目をご覧くださいますと、第4条にございます、職務専念義務免除の申請ということでございますけれども、こちらにつきましても先ほどと同様、県費負担教職員にあっては、システムによる処理、幼稚園教育職員等については、いわゆる休暇・職免等処理簿等、書面による処理を行うということ。また、ただし書き以降にございますように、システムにより難しい場合は、書面による申請を行うことができる旨を規定したものでございます。

新の第4条第2項でございますが、こちらはいわゆる労使交渉を行う場合の職免の申請につきまして、教員もその他の職員も全てこちらの別記様式にございます、職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿によるということでございます。こちらについては全ての職員が書面での処理を今後も行います。

2ページ目の一番下にございますように、別記書式につきましては、今回表示を改めます。

続いて、3ページ目をご覧くださいまして、付則でございますが、令和6年4月1日から施行すること、また経過措置といたしまして、従前の書式による様式がまだ残っている場合には、所定の必要な修正を加えた上でなお使用することができる旨を規定いたしました。

最後に、今回、改めて様式、表面、裏面がそれぞれ示されてございますけれども、表面の下段の部分、注釈がついているところでございますが、その中で、赤字で第1項という部分が記載されてございます。この第1項という表記だけ、今回大元になります条例の規程が変わりましたので、そこだけ直して、その他は特に変更ありませんので、従前の書式でもこの第1項の部分を手書きで加えていただければ、使っていただいても大丈夫、そういった内容でございます。

説明につきましては以上です。

教 育 長	ただいまの件に関しまして、質問、意見があればお願いします。
森 本 委 員	職務に専念する義務の免除をされることがあるといいますが、そのときというのは、どんなときを想定されるのでしょうか。
教育推進課長	職務専念義務の免除については、いわゆる休暇ではないような形で仕事中、職務を行わないというところなのですけれども、一つは研修、また健康診断、また先ほどございましたように、適法な労使交渉、こういったところが規定されているところでございます。
森 本 委 員	分かりました。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。
平 井 委 員	このシステム導入により、教員、管理職の業務の負担がかなり軽減されるという認識でよろしかったでしょうか。
教育推進課長	これまで書面において行っていた処理がシステム化されますので、申請を行う教員並びに承認を行う管理職、いずれも負担が軽減するものと考えてございます。
教 育 長	何か心配されるトラブルとか何かそういうのは考えられるようなことある。
教育推進課長	今回初めて導入するものでございますので、区の職員については大分前に導入してるんですけれども、最初はやはりちょっと使いにくいというところがあるかと思っておりますので、そういったところにつきましては研修であったり、また申請の仕方の動画等も公表してサポートしてございますが、導入の最初にあたっては、やはり戸惑う教員もいると思っておりますので、そこは事務局としてしっかりサポートさせていただきたいと考えてございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ほかになれば、第12号から第14号までの各議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 教育委員会後援名義の使用承認について事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	今回は１件の後援名義につきまして、ご報告をさせていただきます。後援名義等使用申請一覧をご覧ください。 今回、２回目の後援名義申請でございます。行事名は、EDOGAWA－KU Baton on stage（リトル・マーメイド３０周年）であります。申請者は、バトントワーリングチーム、リトル・マーメイド江戸川支部代表であります。事業目的は、バトントワーリング活動を通して、仲間とのチームワーク・責任感・協調性などを養うとともに、活動成果を発表することで、本番での精神コントロールを身につけ達成感を味わうなど、子どもたちの成長を願い開催するものであります。実施日時は、令和６年５月４日の土曜祝日。会場は、江戸川区総合文化センターの大ホールであります。事業の対象と範囲は、江戸川地区所属バトン団体及びリトル・マーメイド所属メンバーであります。経費の徴収につきましては、参加者及び観覧者はいずれも今回の経費の徴収ということではないんですけれども、参加者リトル・マーメイドの会員につきましては、会費の積み立ての中からこの事業に繰り入れてる部分がありますので、公表させていただきました。 詳細につきましては、次のページで説明をさせていただきます。 次のページ、企画書でございますが、中ほど、事業計画・内容についてというところをご覧ください。こちらにつきましては、まず、児童選手の活動成果の発表の場であること。また、バトントワーリング世界大会出場選手による演技の披露。リトル・マーメイドに長年所属する選手の表彰とあり、入場無料として、区民の方にもバトントワーリングを知っていただく機会とすることや、区内のバトン関係団体、江戸川女子中学校・高等学校バトントワーリング部や区内バレエスタジオのバトントワーリングの活動をしている団体にも出演を依頼し、この活動を行っている団体の交流の場ともするというものであります。 次のページが予算書でございますが、収入の部につきましては、一番大きな項目が会費積立の中から今回２１０万円でございます。その他、お祝い金、広告料しめて２５０万円の収入に対しまして、支出につきましては下段にございますように、会場費や付帯設備の使用料、舞台関係の経費等々でございます

	ます。 なお、この会費につきましては、このリトル・マーメイドの会員につきましては毎月5,000円の会費を徴収しているそうでございますが、その中から、この行事に行うための経費も出しているというところでございます。区内のバトン関係団体については、無料で招待をするというふうに伺っております。 説明は以上です。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。
平 井 委 員	企画書の中に、児童選手の日頃の間とありますが、予算書の会費積立3万円×70名というと、70人いらっしゃるのかなということなんですけれども、その中でも児童の割合とか人数とかそういうもの、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。
教育推進課長	このバトンチームでありますリトル・マーメイドにつきましては、基本的にメンバーは児童ということで構成されているということをお伺いしてございます。 また、江戸川支部につきましては、小岩に教室を設けていらっしゃいますので、小岩地区、またその周辺の行事等に参加をされている機会が多いです。江戸川区民まつりの場内パレードでも先頭のほうでバトンを披露されているのがこの団体であります。 以上です。
教 育 長	結構活躍して、大会で上位に入っている。すごいですよね。 ほか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和6年第6回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後1時47分